



飲食店・職場等の **原則屋内禁煙** が義務化されます

「望まない受動喫煙の防止」を目的とする改正健康増進法が2018年7月に成立しました。

この改正法により、学校・病院等の「第一種施設」は2019年7月1日から「原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）」が、飲食店・職場等の「第二種施設」は2020年4月1日から「原則屋内禁煙」が義務付けられます。

特に皆さんの利用頻度の高い「第二種施設」の中には、下のような喫煙室をルールに従って設け、喫煙する人・しない人がお互いに利用しやすく、望まない受動喫煙を防止できるようにしている施設もあります。それぞれの専用室の違いを知り、上手に施設を利用しましょう！

*** 喫煙室を設けている施設は、施設の出入口と喫煙室の出入口に標識を掲示することが定められています。どの喫煙室も、20歳未満の立ち入りは従業員であってもできません。**

① 喫煙専用室

施設出入口用標識



喫煙室出入口用標識

② 指定たばこ専用喫煙室

施設出入口用標識



喫煙室出入口用標識

③ 喫煙可能室

施設出入口用標識



施設出入口用標識



喫煙室出入口用標識



「喫煙可能室」は小規模飲食店のみ設置できます！

千葉県マスコットキャラクター「チーパンくん」